

掛川市条例第28号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）、12月に支給する場合においては100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	

再任 用職 員以 外の 職員	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800	
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000	
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200	
	94		294,900	342,600		393,300	412,500	
	95		295,200	343,100		393,600	412,800	
96		295,600	343,500		393,800	413,000		
97		295,800	343,700		394,000	413,200		
98		296,100	344,100		394,300			
99		296,500	344,500		394,600			
100		296,900	344,800		394,800			
101		297,100	345,100		395,000			
102		297,400	345,500		395,300			
103		297,800	345,900		395,600			
104		298,100	346,300		395,800			
105		298,300	346,800		396,000			
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					

	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p>	<p>(期末手当) 第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p>

<p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の42.5（特定管理職員にあっては、100分の52.5）、12月に支給する場合においては100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
---	--

（掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後				
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="204 1980 432 2056"> <tr> <td>号給</td> <td>給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="852 1980 1080 2056"> <tr> <td>号給</td> <td>給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額
号給	給料月額				
号給	給料月額				

	円
1	<u>373,000</u>
2	<u>421,000</u>
3	<u>471,000</u>
4	<u>532,000</u>
5	<u>607,000</u>
6	<u>709,000</u>
7	<u>829,000</u>

2～5 (略)

(給与条例等の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

	円
1	<u>374,000</u>
2	<u>422,000</u>
3	<u>472,000</u>
4	<u>533,000</u>
5	<u>608,000</u>
6	<u>710,000</u>
7	<u>830,000</u>

2～5 (略)

(給与条例等の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170」とする。

第4条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。



改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170」とする。</p>	<p style="text-align: center;">(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

(掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年掛川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則

<p>(号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、<u>当分の間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。</p>	<p>(号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、<u>平成31年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。